

## ◆特集 女性の権利を世界基準に

# ジェンダー平等社会の実現急げ

三好市議会議員

高橋 玉美



### 女性差別撤廃条約選択議定書の

### 批准を求める地方議会での意見書採択

2024年10月、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は8年ぶりに日本政府への対面審査を実施し、勧告を含む総括所見（60項目）を発表しました。そのすべてが、女性の人権といのちに関わる内容で実現が急がれるものばかりです。さらには日本が1985年女性差別撤廃条約を批准してから、条約を補強する選択議定書が40年近く未批准のままであることについて「これまでの勧告に対し何等の措置もとられていない」「批准の検討に時間がかかりすぎており、努力が極めて不十分である」と、広範な課題で日本の是正の遅れを厳しく批判しました。

選択議定書は1999年、第54回国連総会で採択されたもので、差別撤廃条約の実効性を強化するために重

要なものです。「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを定めており、批准することにより、国際的な人権基準において人権侵害への救済が可能となります。今日までに締結国189のうち115カ国が批准しています。

しかし、日本政府は「選択議定書」について、「研究する」という理由で棚上げし、批准していません。第4次男女平等参画基本計画においても「早期締結にむけて真剣に議論をする」とどまるとい背景があるなかで、日本の男女平等は進まず今日の国際基準に大きな遅れをとるという結果になってきました。

徳島県内では今回の第6回日本報告審議（2024年10月）にむけて、署名や自治体での選択議定書の批准を求める意見書採択を求める運動を広げてきました。

## 国連女性差別撤廃委員会勧告をめぐる動き 勧告の主な内容

- ・夫婦同姓を義務付ける民法の規定を改正し、夫婦が婚姻後も別姓を選択できる制度を導入すること。
- ・皇位継承における男女平等を保障するよう皇室典範を改正すること。
- ・固定化された男女の役割分担意識のための意識改革を推進すること。
- ・選択議定書の批准を勧告すること。
- ・ジェンダーに基づく暴力の被害者の保護を強化すること。
- ・女性の意思決定機関での平等な代表を早期に実現すること。

### 徳島県議会から市町村議会へ

徳島県女性協議会は、徳島県議会2020年2月議会に対し「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」の請願を提出しました。党派を超えて5人の女性議員による県議会各会派間の調整や全議員に紹介議員をお願いするなど、画期的な2月議会となり、

3月10日全会一致で採択されました。国への意見書提出は、都道府県レベルでは東京都に続く快挙となりました。

その後、女性協議会は徳島県議会の全会一致で採択されたことを力に、県内24市町村議会にも「選択議定書」の批准を求める取り組みへとつなげました。女性議員に限らず市町村議会では学習会や他議員への働きかけ、紹介議員の依頼など様々な方法で意見書提出に取り組みました。

阿南市議会を始めそれぞれの定例議会において「陳情」「請願」「議員発議」と、状況にあった形を取りながら採択され、国への「意見書」が提出されました。2024年7月現在、全国では278自治体で採択、徳島県では24すべての自治体で採択、長野県では労働組合も巻き込んだ運動が拡がりました。市民と議員と労組の連帯が選択議定書批准の鍵となっていることを感じました。

### 勧告から見えてくる課題

選択的夫婦別姓や中絶、避妊の問題は重要かつ実現可能とされる「フオローアップ」という条項に位置づけられました。しかし、日本政府は選択的夫婦別姓につい

# ◆特集 女性の権利を世界基準に

日本は、国連女性差別撤廃条約実現のための「選択議定書」を批准していません。

私たちの今、

- ジェンダー平等度：120位 (156カ国中)
- 世界女性国会議員ランキング  
衆議院：165位 / 参議院：43位
- 夫婦同性を法で強制されるのは日本だけ!
- 男女賃金格差 (短時間以外の常用労働者)  
女性は男性の74.3%  
※OECDの平均は、86.4%
- 非正規雇用者の割合  
男性22.2% 女性54.4%
- 妊娠・出産で退職する女性は46.9%

## 女性差別撤廃条約って？

1979年、国連で生まれた女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利を保障しています。条約が目指すのは「男らしさ」「女らしさ」の呪縛から解放されて、誰もが性別にとらわれず自分らしく生きることです。法律や規則の中の差別はもちろん、社会慣習・慣行の中の性差別をなくすことも求めています。1985年、日本はこの条約を批准しました。

## 選択議定書って？

女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために、あらためて採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書です。選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあります。それらを利用するには、新たに批准が必要ですが、日本はまだこれを実行していません。

変わらない不平等を変えるために…「選択議定書」の批准がどうしても必要です。



ては後ろ向きで、家父長制に基づく制度を維持したい自  
民党内でも意見が別れており、旧姓使用の拡大にすりか  
えようとしています。

ジェンダー平等の旗印でもある「選択的夫婦別姓」  
の議論はなかなか進みません。これまで旧姓通称使用を  
認めさせてきているケースの中には、金融機関での手続

きやパスポート申請・税の手続き時などに戸籍上の姓が  
求められ、旧姓使用との使い分けの不便さや子の姓の決  
め方などに問題を訴える人が多い状況です。別姓が一般  
的な海外では通称使用で済まされず、経済界からも制度  
の早期導入が求められていますが、それでもなおジェン  
ダー平等が進まないのが日本の実態です。

さらに、天皇を中心とする家父長制度を維持  
するためには、天皇家は男系男子でなければなら  
ないとされ、構造的差別社会のなかに組み込まれ  
ています。皇室典範については日本の抛出金を国  
連の委員会活動に当てないよう異例の報復措置が  
発表されました。

日本の文化的背景、雇用形態や労働条件のち  
がいが差別にあたるのが日本ではなかなか認め  
られません。その認識を世界基準に変えるために  
も女性差別撤廃条約の選択議定書を批准させなけ  
ればいけないと考えます。

さらなる

「女性にとつての冬の時代」に備えて

2期目のトランプ政権の発足で飛び出す発言

にたびたび驚かされています。大統領就任式では「今日からジェンダーは2つしかないというのが米国政府の公式方針となる。男性と女性だ」と宣言し、そうした旨の大統領令にも署名しました。さらに、マイノリティや障がい者などを積極的に登用し、社会の多様性を促進する政策を終了する大統領令にも署名しました。

この方針見直しは、今後政府の予算が絡む研究では、政権の世界観に合致した研究だけが「科学」と認められるという恐ろしい事態にもなりかねないと科学者たちは懸念を強めています。トランプ勝利の直後から、多様性や公平性、包摂性の政策を推進してきた大企業は早々にトランプ政権に付度し、露骨にすり寄っています。今、アメリカはマイノリティの権利を擁護する言葉が奪われ、差別の言葉がまかり通つているといえます。トランプ大統領に付度する石破首相についても、大軍拡を唱えトランプ追従で任期を全うしたいようにみえてきます。

これまで世界の女性たちと一緒にジェンダー平等をすすめてきた私達は、多くの成果も生み出してきました。SDGs（持続可能な社会をつくるための17の開発目標）の鍵を握るのは「ジェンダー平等」でもあります。しかし、トランプ発言でこれからのジェンダー平等について少なからず日本も影響をうけることになるでしょう。

選択的夫婦別姓の問題も足踏みする状況に追い込まれるかもしれない。

だが、できるときにできることをしておきたい。「できる条件はこの先より、今こそある」と思いたい。先延ばしはできない。差別が深まることで女性はこれまで以上に政治の世界に入つて行きにくくなるかもしれない。

しかし、考えてみると、女性の運動の原点は「差別への抵抗」であつたはずである。どの国の女性たちも父親や夫、兄など男の束縛などの家父長制度の殻をやぶりながら平和を訴え、女性解放の運動を続けてきたと思いたい。

未来ある子どもたちが活躍できる時代には、真の男女平等の社会に生きてほしいという多くの人の願いを託したものです。まだまだ政治分野では女性議員が少数ですが、女性が党派を超え、共通の関心事や問題を共有しながらとりくんでいくことが必要と強く感じました。

そんな積み重ねが未来を切り開いていくことはまちがいありません。これからも、女性たちの率直な思いや実態を議会の場に届けていくことで、政治への女性参加を徳島からすすめていきたいと思っています。

（たかはし たまみ）